

貸金支払確保法

未払い貸金を国が立替払い

小川英郎／弁護士(ウエール法律事務所)

会社が倒産 貸金は

貸金は労働契約の最も重要な要素であり、労働者の生活の糧です。契約に基づく貸金の支払いがきちんとされない、労働者の生活は成り立ちません。そこで国は、労働基準法24条において、罰則付きで「貸金全額払いの原則」を定めて、使用者に貸金の支払いを強制しています。

また、貸金債権を確保する

手段として、民法は未払い貸金や退職金について一般先取特権を認めて、優先的に回収できるようにしています。さらに、会社が破産した場合でも、一定の範囲内の貸金については破産法上、優先度の高い「財団債権」として保護されています。

しかし、企業が倒産してしまい、経営者が夜逃げしてしまつて倒産手続きをしない場合や、会社に資産がなく差押

は、6ヵ月前の日である13年10月12日から2年目の日である15年10月11日までに退職した人が対象です。

す。典型的には、「夜逃げ」経営放棄がこれに当たります。「事実上の倒産」状態にあるかどうかは労働基準監督署長が認定します。貸金が支払われないまま経営者が行方不明になったり、経営が放棄されているような場合は、労基署に相談してください。

立替払いを受けることができるのは、会社が1年以上以上わたって事業活動を行っており、未払い貸金が2万円以上残っていること、および、労働者が破産等の「申立日」、または「事実上の倒産」について認定を受けた日」の「6ヵ月前の日から2年以内」に退職したことが要件となります(2条2項)。例えば、今年4月12日に破産手続き開始申立をしたり、倒産認定された場合

は、6ヵ月前の日である13年10月12日から2年目の日である15年10月11日までに退職した人が対象です。

立替払い額に上限

立替払いの対象となる「貸金」は、退職日の6ヵ月前から、立替払い請求の日の前日までの間に支払期日が到来している「定期貸金」と「退職手当」が含まれます。賞与や解雇予告手当は含まれません。

立替払い額は未払い貸金総額の80%ですが、退職日の年齢で限度額が定められています。45歳以上は296万円、30歳以上45歳未満は176万円、30歳未満は88万円が上限です。

立替払いを請求するには、破産管財人等から証明書をも

えもできないなど、労働者が泣き寝入りさせられる事態も考えられます。

こうした場合に、国が使用者に代わって貸金を立替払いする制度が必要となります。それを定めたのが「貸金の支払の確保等に関する法律」(以下、貸確法)です。第1条は法律の目的として、景気の変動や産業構造の変化などで企業経営が傾いたり、労働者が退職した場合に、「貸金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他貸金の支払の確保に関する措置を講じ、もつて労働者の生活の安定に資することを目的とする」と定めています。

社長が夜逃げしたら

では、立替払い制度の概要

らい、必要事項を記入して、労働者健康福祉機構に送ってください。事実上の倒産の場合は、退職日の翌日から6ヵ月以内に労基署に認定申請をし、認定通知書の交付を受けたら、未払い貸金額について労働契約書、貸金台帳の写し、出勤簿等の資料を提出して確認申請をし、確認通知書を送らい、立替払い請求書を送付します。

立替払いにより弁済された貸金・退職金は、退職所得として課税対象となりますが、退職所得控除があります。勤続20年を超えている場合は課税されませんが、それ以下の場合でも40万円に勤続年数を掛けた金額は非課税です(80万円に満たない場合は80万円まで非課税)。なお、立替払

についてみていきましょう。企業が「倒産」したため、貸金・退職金の支払いが受けられない労働者に対して、その未払い貸金・退職金の一定範囲について、独立行政法人「労働者健康福祉機構」(旧労働福祉事業団)が事業主に代わって支払う制度です(7条)。説明書や請求手続き用紙は、同機構のホームページでダウンロードできます。

「倒産」には、①破産手続き、民事再生法上の再生手続き、会社更生法上の更生手続きなど法的な倒産手続きが開示された場合と、②中小企業の「事実上の倒産」が含まれます。「事実上の倒産」とは、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、会社に貸金支払い能力がない場合をいいます。

この請求の期限は2年(破産等の申立や認定があつた日の翌日から2年以内)です。貸確法はこのほかに、労働者の貯蓄金を事業主が管理する場合に、金融機関が支払いを保証する契約を締結するなどの保全措置をとること(3条)、退職手当についても適切な保全措置を講ずべきこと(5条、ただし努力義務)を定めています。

また6条では、労働者が退職した際に退職手当を除く貸金の未払いがある場合、使用者側に正当理由がある場合を除き、14・6%の遅延利息の支払いを義務付けています。裁判や労働審判で退職後の貸金等を請求する場合には、この遅延利息の請求を忘れないようにしてください。